

### 3 屋外広告物の出せないところ（禁止区域・禁止物件）

#### (1) 禁止区域・禁止物件と適用除外について

禁止区域や禁止物件は、具体的な例としては、以下の表の左欄のとおりとなっていますが、そのような区域等でも全ての広告が禁止されているのではなく、以下の表のように一定の要件を満たせば禁止区域や禁止物件でも出せる場合があります。これを「適用除外広告物」といいます。適用除外広告物にも、許可が必要なものと許可を受けなくても出せるものがあります。

また、禁止区域等に出すことができる広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）でも、その形や大きさは12ページからの規格に定める基準に合っていなければなりません。

以下の表にない場所・規格等、不明な点や詳細については都・区・市等の屋外広告物の担当にお問い合わせください。取扱窓口一覧は、88ページ及び89ページにあります。

なお、この表の中の自家用広告物は、禁止区域内の場合と許可区域内の場合がありますので、次ページで説明します。

区分	禁止区域・禁止物件		主な適用除外広告物	
	禁止されている地域・場所の例		許可を受けて出せる広告物	許可が不要な広告物
禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1種・第2種低層住居専用地域</li> <li>○第1種・第2種中高層住居専用地域</li> <li>○田園住居地域</li> <li>○特別緑地保全地区</li> <li>○景観地区のうち知事が指定する区域</li> <li>○旧美観地区*、風致地区 (知事の指定により出せる場所あり)</li> <li>○保安林</li> <li>○文化財保護法の建造物及びその周囲</li> <li>○歴史的又は都市美的建造物及びその周囲、文化財庭園等の周囲</li> <li>○墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会</li> <li>○国、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地</li> <li>○国立公園・国定公園・都立自然公園の特別地域</li> <li>○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地</li> <li>○道路、鉄道及び軌道の路線用地及びそれに接続する地域で、知事の定める地域（4ページ及び5ページ参照）</li> <li>○前記に掲げるもののほか、別に知事が定める地域</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○自家用広告物で条件に合うもの（次ページ参照）</li> <li>○道標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの</li> <li>○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの</li> <li>○知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの</li> <li>○規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自家用広告物で条件に合うもの（次ページ参照）</li> <li>○他の法令の規定により表示するもの等</li> <li>○国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの</li> <li>○公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン</li> <li>○自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの</li> <li>○冠婚葬祭や祭礼のためのもの</li> </ul>
	禁止物件	禁止されている物件の例		許可を受けて出せる広告物
<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道</li> <li>○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹</li> <li>○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑</li> <li>○石垣、がけ、土手、堤防、擁壁</li> <li>○景観重要建造物、景観重要樹木</li> <li>○その他知事の指定物件（パーキングメーター等）</li> </ul>				
はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電柱、街路灯柱、消火栓標識</li> <li>○アーチ・アーケードの支柱</li> </ul>			

※景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1条の規定による改正前の都市計画法第8条の規定により定められた美観地区をいう（以下同じ。）。